

農業委員会からのお知らせ

◆遊休農地を解消して、農地の有効活用を！

現在、耕作されていない遊休農地は全国で38万haあり、その面積は年々増加傾向にあります。これは東京都の面積の約1.7倍に相当する膨大なものです。市内でも遊休農地化しつつある農地が増加しており、その解消と有効活用は、農政の重要課題の一つとなっています。

◆遊休農地が発生すると、環境の悪化につながります

遊休農地は、農地の荒廃や病害虫の発生、雑草の繁茂、種の飛散、有害鳥獣の潜入・繁殖、産業廃棄物の不法投棄、景観悪化などの原因になり、隣接農地の迷惑にもなります。農地管理者の最低限の責任として、草木の伐採などを行いましょう。

◆耕作できる人がいない場合、農業委員が仲介し農地の利用集積を進めています

後継者がいない、または高齢化などで耕作ができなくなると、遊休農地になる場合があります。農地の有

効活用について、近くの農業委員に相談しましょう。

「規模を拡大して効率的な経営がしたい」と考えている人は、安心して農地の貸し借りができる「利用権設定」を始めてみませんか。

この制度は、農業経営基盤強化法に基づいて農地の賃貸借契約を結ぶもので、以下の特徴があります。

- ①貸した農地は、契約期間が終了すれば離作料を支払うことなく必ず返されます。
- ②借りた農地は、契約期間内は安心して耕作することができます。
- ③小作料は、農業委員会が定める標準小作料を基準に、話し合いで定めます。

◆農地は、大切な食料を生産するみんなの財産です。次世代に、この登米市の優良農地を引き継ぎましょう

【問い合わせ】

市農業委員会農地管理課
農政農振係
☎ 0220 (34) 2317



市民バス津山線（上り）一部運行時刻変更

1月4日（金）から、津山線上り第5便と第7便の出発時間を12分遅くし、J R 気仙沼線下り（柳津駅）と接続できるようにします。

【問い合わせ】

企画部企画振興課 企画調整係
☎ 0220 (22) 2147

□ 平日のみ運行 ■ 平日・休日とも運行

津山線（上り）		
停留所	5	7
竹の沢	14:09	17:42
上の山	14:14	17:47
津山公民館	14:16	17:49
もくもくランド	14:22	17:55
柳津元町	14:28	18:01
谷木	14:29	18:02
柳津駅	14:30	18:03
津山総合支所	14:31	18:04
柳津三丁目	14:32	18:05
黄牛	14:34	18:07
日根牛	14:39	18:12
三日町	14:41	18:14
市役所登米庁舎	14:44	18:17
黒沼	14:54	18:27
加賀野	14:58	18:31
佐沼高校	15:02	18:35
佐沼病院	15:07	18:40
市役所迫庁舎	15:10	18:43
ミヤコーバス佐沼営業所	15:12	18:45

市職員を募集します

平成20年4月採用の市職員を募集します（免許取得見込み者については、5月採用）。

【職種、採用予定人員、職務内容、受験資格】

職種	採用予定人員	職務内容	受験資格
薬剤師	1人	市立病院において調剤業務などに従事します。	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人、または平成20年4月30日までに当該免許を取得する見込みの人。

【試験方法】

試験区分	方法
作文試験（1時間）	文章による表現力、判断力、思考力などについて、作文による筆記試験を行います。
人物試験	個別面接により、主として人物について試験を行います。
健康診断	健康診断書に基づいて、職務を行うのに必要な健康度を有するか審査します。
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否などについて調査します。

【受付期間】 1月4日（金）～28日（月）

※郵送の場合は、1月28日消印有効

【試験日時・場所】 2月10日（日）午前10時～市立佐沼病院 応接室

【合格者の発表】 2月22日（金）に市役所迫庁舎前掲示場および市ホームページに受験番号を掲示するとともに、受験者全員に郵送で通知します。

【申込書の請求】 申込書は、医療局医療管理課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

【申し込み・問い合わせ】

〒987-0511
登米市迫町佐沼字下田中25番地
登米市医療局医療管理課
☎ 0220 (21) 6888



国民年金だより

20歳になったら国民年金

成人式を迎えられる皆さん、おめでとうございます。20歳になるといろいろな権利と義務が発生しますが、国民年金に加入することも大切な義務の一つです。

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する、公的年金制度です。誰でも必ず訪れる老後や、生活の安定を損なうような万が一の事態に備え、社会の一員としてお互いを支え合うために、法律で加入と保険料納付が義務付けられています。

◆国民年金の加入者（被保険者）は、職業などによって3種類に分かれています。保険料の納付方法も異なります。

【第1号被保険者】 学生、フリーター、自営業者、農漁業従事者などその配偶者

【第2号被保険者】 会社員、公務員などの厚生年金保険、共済組合の加入者

【第3号被保険者】 第2号被保険者に扶養されている妻（または夫）
このうち、第1号被保険者になる人は、給料から天引きされる会社員などと異なり、自分で保険料月額14,100円（19年度）を納めなくてはなりません。

保険料を納めず未納にしておくと、将来、受け取ることになる老齢年金ばかりではなく、病気やケガで障害が残ったときの障害年金などといった、万が一のときの保障が受けられないこともあります。

◆納付方法はいろいろあります

【現金納付】 社会保険庁から送られる納付書により、金融機関や郵便局のほか、コンビニエンスストアなどでも納付できます。

【口座振替】 預貯金口座のある金融機関（郵便局）で申し込みをすれば、納めに行く手間も省けて大変便利です。

【クレジットカード】 新たにクレジットカードによる納付ができるようになり、2月から社会保険事務所で受け付けを開始します。

※このほかにもインターネットバンキングを利用した電子納付などがあります。詳しくは社会保険庁のホームページ（http://www.sia.go.jp/）をご覧ください。

◆保険料の納付が困難なとき

収入が無く納付が困難な人には、申請により保険料の納付が猶予され、後払いのできる制度があります。

【学生納付特例制度】 学生で所得が一定基準以下のとき

【若年者納付猶予制度】 30歳未満で所得が一定基準以下のとき

※このほかにも保険料の全部や一部が免除される制度もあります。納付が難しいときは未納のままにせず、必ず社会保険事務所などに相談してください。

【問い合わせ】 市民生活部市民課 ☎ 0220 (58) 2118
古川社会保険事務所 ☎ 0229 (23) 1200

1月17日は「防災とボランティアの日」です

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」にちなんで制定された記念日です。ボランティア活動への認識を深め、災害への備えを強化・充実させましょう。

暮らしの情報

平成20年新春講演会

【日時】 1月21日（月）午後3時～

【場所】 ホテルサンシャイン佐沼

【演題】 「絶体絶命の窮地から立ち上がる!!」 ～経営者の理念と執念で道は開ける～

【講師】 榎あさひ鮎 代表取締役 村上力男さん

【入場料】 無料

【募集人員】 100人

【申込方法】 電話

【申込期限】 1月17日（木）

【申し込み・問い合わせ】

登米法人会

☎ 0220 (22) 6617

林林館陶芸教室 参加者募集

【テーマ】 「陶で作る雛人形」

【日時】 1月27日（日）・28日（月）

いずれも午前10時～正午

【場所】 林林館2階

【講師】 瑞樹窯 笠政彦さん

【材料費】 2,000～2,500円

【募集人員】 各20人

【申込方法】 電話

【申込期限】 開催日の3日前

【申し込み・問い合わせ】

▶ 林林館

☎ 0220 (45) 1821

▶ 林林館・森の茶屋

☎ 0220 (45) 1218

